

令和 6 年度第 1 回
札幌市地方独立行政法人評価委員会

会 議 録

日 時：2024年6月3日（月）午前10時30分開会
場 所：札幌市役所 地下1階 1号会議室

1. 開 会

○事務局（田村企画課長） それでは令和6年度第1回札幌市地方独立行政法人評価委員会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます、まちづくり政策局政策企画部企画課長の田村です。よろしくお願いいたします。

本日の評価委員会は、委員5名全員のご出席をいただいておりますので、札幌市地方独立行政法人評価委員会条例第6条第3項の規定により成立しておりますことをご報告いたします。

また、評価委員会は、札幌市情報公開条例第21条に基づき、「公開」とされており、評価委員会実施後に会議録を公表させていただきますので、ご了承いただけたらと思います。

なお、本日は、委員改選後の初めての会議ですので、委員長と職務代理者の選任まで私が進行を務めさせていただきます。

2. 委員のご紹介

○事務局（田村企画課長） それでは、資料1をご覧ください。令和6年4月1日から令和8年3月31日までの評価委員会の名簿でございます。

評価委員会は、今期で第10期となり、新たに3名の委員をお迎えいたしました。

名簿の順にお名前をお呼びいたしますので、一言ずつ、自己紹介をいただければと思います。

北海道大学名誉教授の細川敏幸（ほそかわ としゆき）委員でございます。

○細川委員 2年前に北大を退職した細川と申します。よろしくお願いいたします。

在職時はFD、教員研修とAR、教育評価のところを運用してまいりました。並行して、もともと医学部で学位をもらっていて、理系の研究をしておりましたので、教育と研究、両方ある程度理解できるかと考えております。

過去2年間、この任を承っております、今年で3年目ということになります。よろしくお願いいたします。

○事務局（田村企画課長） 続きまして、日本赤十字北海道看護大学学長の安酸 史子（やすかた ふみこ）委員でございます。

○安酸委員 安酸と申します。専門は看護教育学です。昨年より北見にある日本赤十字北海道看護大学の学長として就任しているところです。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（田村企画課長） 続きまして、税理士法人高崎総合会計事務所公認会計士の高崎 智子（たかさき さとこ）委員でございます。

○高崎委員 税理士法人高崎総合会計事務所、公認会計士・税理士の高崎と申します。よろしくお願いいたします。

この評価委員会は3期目、今年で5年目になります。やっと大学のことも分かってきたところで、今年来年と、大学のためになるような話をできればと思っております。よろしくお

願いいいたします。

○事務局（田村企画課長） 続きまして、はこだて未来大学システム情報科学部教授の安井重哉（やすい しげや）委員 でございます。

○安井委員 公立はこだて未来大学の安井と申します。よろしく願いいいたします。私は札幌市立大学の初代学長の原田先生の教え子でありまして、前学長、現学長とも関わりがあり、ご縁を感じているところです。

専門はデザインで、デザイナーとして20年つとめて、はこだて未来大学には13年目になります。ちょっと緊張しておりますが、みなさまでどうぞよろしく願いいいたします。

○事務局（田村企画課長） 続きまして Letara 株式会社取締役 CFO の櫻井 恵介（さくら い けいすけ）委員 でございます。

○櫻井委員 Letara 株式会社取締役 CFO の櫻井と申します。この評価委員会には今年度から参加させていただくことになりました。いろいろお教えいただければ嬉しいと思いますし、私なりに動けることがあれば積極的に動いていこうと思っております。

私は北海道大学の研究成果を社会実装するために設立されたスタートアップ企業の財務担当として日々活動しておりますので、そういった日々の活動を活かしつつ、私自身も勉強させていただくこともあろうかと思っております。よろしく願いいいたします。

○事務局（田村企画課長） 続きまして、委員会の庶務を担当いたします事務局を紹介させていただきます。

まず、まちづくり政策局政策企画部長の里でございます。私が、企画課長の田村でございます。よろしく願いいいたします。それから、企画担当係長の小澤でございます。最後に、担当の笠井になります。このメンバーで委員の皆様を補佐してまいりますので、どうぞよろしく願いいいたします。

それでは、政策企画部長の里より、ご挨拶を申し上げたいと思っております。

○里政策企画部長

改めまして、この4月の人事異動で、政策企画部長に着任しました、里と申します。どうぞよろしく願いいいたします。皆さまには、日ごろからこの大学のことに限らず、札幌市政へのご理解とご協力を賜っておりますこと、まず感謝申し上げます。

本日はこの評価委員会のため、ご多忙の中、また遠方からもご出席いただきまして、ありがとうございます。この委員会ですけれども、地方独立行政法人法に基づくもので、任期2年ということでございます。委員の皆様には4月から委嘱をさせていただいておりますけれども、この4月から第10期ということで、細川委員、高崎委員においては再任ということでさせていただきます。安酸委員、安井委員、櫻井委員 は新任ということで、2年間よろしく願いいしたいと思います。

今年度は、平成30年度から令和5年度までの6年間の第三期中期計画、その業務成果を振り返る「期末評価」を行う年となっております。

もともと第三期中期計画をつくるときには、人口減少や少子高齢化が顕著になっているということで、大学運営も転換期を迎えているという前提の第三期計画ではありましたが

れども、その計画期間中に新型コロナウイルス感染症の感染拡大があつて、大学の授業自体がリモート、オンライン学習を余儀なくされたりですとか、それだけに限らず社会構造の変化が本当に顕著になった6年間、特に後半4年間だったというふうに思います。

そのような中で、市立大学も、令和4年4月にA I・I Tの研究を推進するためのA I T センターを設置し、さらにはD（デザイン）とN（看護）にA（A I / I T）という考えを掛け合わせた『DNA』を新たなコンセプトに掲げまして、時代に合わせた先進的な研究や教育の質の更なる向上を目指していたところでございます。

今年度の評価におきましても、第三期中期計画の期末評価ということでもありますけれども、皆様には専門的な見地から、忌憚のないご意見を頂戴できれば幸いに存じます。

2年間という任期でございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（田村企画課長） 続きまして、議題に入る前に、本評価委員会の概略につきまして、事務局から説明を行います。

○事務局（小澤企画担当係長） 改めまして、企画担当係長の小澤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、当評価委員会の概要や業務について、お手元の資料に基づき、説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。資料1は委員名簿となっております。札幌市地方独立行政法人評価委員会条例第3条の規程に基づき、任期は2年となっております。

本年4月1日にご就任いただいておりますので令和8年3月31日までの2年間の任期となっております。

次に、資料2をご覧ください。「地方独立行政法人評価委員会の主な業務」と記載されたものでございます。こちらの資料は、地方独立行政法人法に基づく、評価委員会の業務の概要をまとめたものでございます。

前提といたしまして、札幌市が設立する地方独立行政法人は「札幌市立大学」のみとなっております。評価委員の皆様には市立大学の業務内容について評価を頂く、ということになっております。公立大学の業務は6年間の中期目標・計画に基づいて実施されており、昨年度でちょうど第3期中期目標・計画が終了致しましたので、今年度はその6年間の業務実績の評価を行う「期末評価」という業務が発生する年となっております。

その後、評価結果を法人（大学）へ通知し、市長への報告を経て結果を公表する、という流れになっております。なお、業務実績評価の具体的な方法については、後の議題でご説明させていただきます。

その他、お伝えすべき点として、業務内容に「⑤意見交換等」というものがございます。

これは何かと申しますと、以前までは、年度ごとに法人の事業実績等について評価を行う「年度評価」というものがございましたが、地方独立行政法人法の改正に伴い、年度評価自体が廃止となっております。これは、法人が年度評価にむけて事務負担が非常に増えるということで、本来教育の質向上や地域貢献に資する取組に時間を割くべきところ、それが厳し

い状況にあったことから、法改正が行われたものでございます。

そのため、年度評価はいたしませんけれども、本市としては、法人に対して中期目標の指示や予算査定を行っていること、評価委員の皆様の評価が、中間・期末のタイミングのみとなり複数年分の実績をまとめて評価するとなると負担が非常に大きくなること、法人自身が業務内容に対して客観的な評価を受けることは重要であると考えていることから、法人と評価委員会との円滑なコミュニケーションを図る場として、中間評価・期末評価に向けた意見交換という形で、年1回開催してまいりたいと考えているところでございます。

ここでの説明は割愛させていただきますが、最後に参考資料として、「評価委員会の業務一覧」根拠となっている「地方独立行政法人法」の条文、「評価委員会の運営要綱」等に関しましては参考資料として添付させていただいております。

委員会の概要や業務、運営に関する説明は以上でございます。

○事務局（田村企画課長） ただいまの説明の内容について、ご質問はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

3. 議 題

○事務局（田村企画課長） それでは次第に基づきまして、議題に移らせていただきます。本日最初の議題は、委員長の選任でございます。

資料3にございます、札幌市地方独立行政法人評価委員会条例をご覧ください。条例第5条1項により、委員長は互選によって定めることとしております。

委員長は、会務を総理し、委員会の議長を務めていただきます。互選ということですので、ご提案、ご意見がございましたらお願いいたします。

○高崎委員 事務局案をお聞かせください。

○事務局（田村企画課長） 事務局案としましては、細川委員を推薦させていただきたいと思います。前期より引き続き委員を務めていただいていること、北海道大学で、高等教育の企画や大学評価にあたられておりますことから、経験も豊富であり、委員長として適任であると考えております。皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（田村企画課長） ありがとうございます。異議がないようですので、細川委員に、委員長にご就任いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○細川委員長 昨年までの2年間も委員長を務めさせていただきまして、あと2年、よろしくお願いいたします。

事務局から説明がありましたが、昨年度までは毎年の数値目標があり、それに対する評価を行ってまいりましたが、これが緩められるということでございます。高等教育研究の観点からいうと、非常に細かい大学評価を世界で率先して始めたのはイギリスでして、90年代なかごろからかなり手の込んだ評価制度を設定していたのですが、2004年頃に緩めました。日本でやっているものも、世界の状況を10年くらい遅れて追いかけている

ところでは。

我々の委員会としては、今年は評価をしないといけないのですが、来年は細かい評価はないということで進めることになるかと思います。我々の作業も、前の任期に比べるとだいぶ減ってくることになります。

一方で、外部からの意見もやはり重要です。特に櫻井さんは我々の持っていない観点を持っておられるかと思うので、ぜひ積極的にご意見を言っていただくととてもありがたいと思います。また、新しく着任された先生方、それぞれのお立場から市立大学にご意見いただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○事務局（田村企画課長） ありがとうございます。

同じく資料3の条例第5条第3項では、委員長に事故があった場合に、委員長があらかじめ指名する委員を職務代理者とすることが定められております。細川委員長、職務代理者は、どなたがよろしいでしょうか。

○細川委員長 職務代理者は、安酸委員にお願いできたらと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（田村企画課長） それでは、職務代理者は安酸委員にお願いしたいと思います。

では、ここからは細川委員長に進行をお任せしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○細川委員長 それでは、進めていきたいと思います。議題の（2）番目、第三期中期目標の期間における業務の実績の評価（期末評価）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（小澤企画担当係長） それではあらためまして、札幌市立大学の第三期中期目標の概要について、まずはご説明させていただきます。資料4をご覧ください。

まず、1 法人・大学の概要でございます。

（1）開学は、平成18年4月です。（2）目的についてですが、学術研究の高度化等に対応した職業人の育成を行うとともに、知と創造の拠点として札幌市のまちづくり全体により大きな価値を生み出し、地域社会に対する積極的な貢献を果たすこととしております。

（3）学部等の構成ですが、4年制のデザイン学部と博士課程のデザイン研究科、看護学部、1年制の助産学専攻科、さらに、看護学の博士課程の看護学研究科がございます。令和5年5月1日の数字になりますが、定員800人のところ844人の学生が在籍しております。

次に、2 中期目標の位置付けでございますが、設立団体の長である札幌市長が定め、法人が達成すべき業務運営に関する6年間の目標となっております。法人は、この「中期目標」に基づき「中期計画」や「年度計画」を定めて、業務を実施することになります。

次に、3 第一期及び第二期の成果でございます。

第一期は、大学基盤の構築として、共通教育、学部の専門教育の双方に取り組み、広い視野を持つ人材を育成したほか、公開講座の開催、大学院などの設置を行いました。

続く第二期は、地域志向の大学づくりとして、学生が地域に出て学ぶ地域志向の教育を充

実させたほか、科研費の獲得など研究を活性化させるとともに、「まこまる」内のキャンパスを拠点として地域貢献活動などを行う、COC事業を展開いたしました。

裏面をご覧ください。

4 第三期中期目標の概要でございます。まず、基本的な考え方でございます。札幌市立大学は、「D×N」（ディー バイ エヌ）というデザインと看護の両分野が連携した特色のある教育・研究を行い、幅広い教養と豊かな人間性を有する人材を育成するとともに、知的資源を活用した社会貢献に取り組んでまいりました。

今日のグローバル化や、人口減少・超高齢社会の到来といった社会経済情勢の変化や、18歳未満の人口減少などによって大学間の競争が非常に激化しており、地方創生により一層寄与することが大学に求められていると考えております。

このような大学を取り巻く環境の変化に的確に対応し、引き続き職業人の育成と地域社会への積極的な貢献を目指し、第三期においては、実社会との関わりをより一層深めることによって「D×N」による教育・研究・地域貢献の取組を磨き上げ、ひとつひとつの成果を市民が実感できるものにしていくことを基本的な考え方としておりました。

次に、目標の各章について説明いたします。

まず、第1の目標期間については、平成30年4月1日から36年となっておりますが令和6年3月31日までの6年間でございます。

次に、第2の教育に関する目標でございます。下線を付しているのは第三期において新たに追加された項目などでございます。

まずは、幅広い分野におけるデザイン能力の活用や、地域包括ケアシステムの構築などの多様なニーズや課題に対応し、情報通信分野等の技術革新に対応し、地域や仕事の現場で活躍できる実践能力を備えた専門職業人を育成することとしております。

また、学生へのキャリア支援の充実を図ることに加え、経済的な事情を抱えた学生や障がいを持った学生など、多様な学生が円滑に修学できるような支援を行ってまいりました。

次に、第3の研究に関する目標でございます。

「D×N」の特色を生かした研究のほか、北海道や札幌市の特性や課題を踏まえた研究など、社会において有用性の高い研究を推進することとしております。

あわせて、競争的研究資金の獲得に積極的に取り組むとともに、研究成果を国内外に公表し、研究機関としての地位の向上を目指してまいりました。

次に、第4の地域貢献に関する目標でございます。

産学官交流や知的財産の発掘・事業化、共同研究などを通じて、地域産業の振興や地域医療の充実に貢献するとともに、地元就職を希望する学生に対し、インターンシップ等により質の高い就業体験の機会を設け、地元定着を推進してまいりました。

また、生涯学習の振興や、健康増進・福祉の向上、地域課題の解決など、地域コミュニティの振興にも貢献することとしてまいりました。

次に、第5の大学運営に関する目標でございます。

多様な主体との連携を拡大・深化するとともに、大学の教育・研究・地域貢献の成果をわかりやすく発信し大学の認知度の向上に努めてまいりました。また、効果的な入試広報を通じて優秀な学生の確保にまい進してきたところでございます。

また、大学の教職員のワーク・ライフ・バランスの向上等にも引き続き尽力してきたところでございます。

最後に、大学入試について、令和2年度から、現行のセンター試験に代って、記述式問題を含む新しいテストの実施が検討されておりました。このような制度改正に対しても、適切な対応を行っていくこととしております。

第三期中期目標の概要についての説明は以上です。

続きまして、資料5「公立大学法人札幌市立大学の業務の実績等に関する評価について」を用いて説明させていただきます。

まず、評価の種類についてです。

先ほどもふれましたが、中期期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価「中間評価」と中期期間6年間における業務の実績に関する評価「期末評価」がございします。

続いて評価の方針・留意事項・実施方法に関することです。ここからは、資料6「評価書の記載様式イメージ案」とあわせてご覧ください。

評価の基本方針は法人の自己点検・評価に基づいて評価を行うことを基本とし、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況を確認する観点から行うこと、また法人運営の継続的な改善・質的向上に資するものとするを基本方針としています。

資料6下段のグレーで塗りつぶしている箇所をご覧ください。事業の計画、それに基づく実施結果・改善点等を記載し、成果指標の達成状況を◎○×を記載する様式になっております。ここが法人の自己点検・評価というものになります。

次に評価にあたっての留意事項についてです。

留意事項として、大学の教育研究の特性に配慮し、専門的な観点からの評価は行わず、外形的・客観的な実施状況を確認することとしております。また、中間評価または期末評価では、法人が大学基準協会から受けた直近の評価も参考とすることとなっております。

大学基準協会というのは、大学の教育の質を担保するため、大学の教育課程・組織形態・学生への支援・教育研究の環境・社会貢献・大学運営財務等の複数の観点から、評価をする制度ございまして、法律では7年周期で受ける必要がございますが、市立大学では6年周期で認証評価を受けております。期末評価では直近の評価を参考資料とする、とありますので2023年に認証評価をうけた報告書を後日、評価委員の皆様にもメールでお渡しさせていただきます、評価の参考としていただければと思います。

最後に、評価に関する作業が法人の加重的負担とならないようにすること。この3点が留意事項でございします。

続いて、評価の実施方法です

評価委員会では、法人が記載した実施状況、検証等や参考資料、法人へのヒアリングをも

とに、評価を行っていただきます。

各評価は「項目別評価」及び「全体評価」により行われます。

項目別評価は、中期計画に掲げる①教育②研究③地域貢献④大学運営の4つの事項の実施状況について評価をいただき、全体評価は項目別評価の結果を踏まえ、中期計画全体について総合的に評価をいただきます。

続けて、中間評価・期末評価の項目別評価の実施方法ですが、

まず法人による自己点検・評価の報告書があがってまいります。それをもとに、評価委員会による自己点検・評価結果の検証・評価を行います。最後に、資料6でいうと緑色の部分に、2018年～2023年までの成果指標の達成状況や業績を踏まえて、Ⅳ～Ⅰの4段階で記載いただきます。また、指摘・ご意見等については任意ではございますが、例えば、法人の自己評価と評価の数値が異なる場合は、必ずその理由をご記載頂ければと存じます。

なお、項目非常に多いのですけれども、この分担等につきましては、後の議題でご説明させていただきます。

続いて、大項目ごとの評価について、資料6の下部のイメージ案をご覧ください。

中期計画の記載項目ごとに評価委員の皆様へ頂いた評価を事務局で取り纏めS～Dの5段階で評価結果を記載するものです。Sが特筆すべき進捗状況、Aはすべての項目がⅣまたはⅢであり、計画通りの進捗、BはⅣまたはⅢの割合が9割以上で、おおむね計画通りに進捗している、などとなっており、法人としてはB評価以上を目指すものでございます。

これらに加え、評価委員の皆様へ記載いただいた指摘・意見等を事務局が「特筆すべき点」「注目される点」「遅れている点」などに分類し、評価書に記載し、総合的にとりまとめ報告書（案）を作成するものでございます。

評価方法の説明につきましては、以上でございます。

○細川委員長 私の方から説明をもう少し加えさせていただきますと、資料4の中期目標をご覧ください。これはデザイン能力やワーク・ライフ・バランスの向上等、評価委員会の要望も組み込まれたものです。

世界的な大学の教育流れとして、理工系が目指しているSTEAM教育というのにどの国もかなり力を入れております。中期目標もそれを受けるような形で書かれております。

また、ここ10年ほどでデザインシンキングという考え方も流行りになってきています。工学的な機能に対応したものだけでなく利用者の立場になってデザイン考えるというのが世界に広がってきている、こういったことを背景に第三期中期目標が作られているということでございます。

具体的な評価の基準としましては、まず紙とExcelファイルで資料が送られてきます。大学の自己評価と成果の資料を読み合わせて、各項目に先生方の評価を入れていただきます。

各項目2人の先生方で評価をしていただくのですが、意見が合わないことがけっこうありまして、その場合は第2回評価委員会の場で両者のご意見をいただきながら、最終的に調整していくという形で進めてまいります。この意見のすり合わせは、おそらく1～2時間で

終わるのではないかなと考えております。

以上の評価方法などについて、なにかご不明点、ご意見やご質問はありますでしょうか。

○安井委員 大学がもともと立てていた目標がこちらの期待値を下回っているとき、こうした場合、目標値を上回っていれば「達成した」ということになってしまうということですよ。

○細川委員長 そうですね。この中期目標というのが、6年間社会があまり変わらないことを前提に作られています。例えば前回2年間のときはコロナ禍の影響がありましたが、それを考慮していない目標について評価しなければならないという事態になりまして、このときは社会的な背景を考慮しながら進めるということにさせていただきました。

ですので、今回も、評価委員会の先生方の評価の基準、大学の評価の基準等を考え合わせて、最終的な評価を出していくということによろしいかと思います。

○安酸委員 大学が自己評価をするときには、その根拠となる資料を付けてくると思うのですが、そのときにこういうものがないとか、もっとこういうものがほしいというときは、いえるものでしょうか。

○事務局（小澤企画担当係長） 情報が不足していたり、追加で資料が必要な場合には、ご要望に応じて、随時法人側に問い合わせたいと思います。

○細川委員長 極めて具体的な資料が送られてくるわけではないです。例えば研究論文の件数が目標値になっている場合、論文そのものが資料として送られてくるのではなく、件数だけくくるような形です。そこは疑わないで評価するということで過去2年はやっておりました。

どうしても証拠がほしいということになりましたら、事務局を通じてお願いすることになるかと思います。

また、私自身は前の2年間、全ての項目を見ていましたけれども、それでも数時間、何日もかかる作業ではないので、その点は安心していただいていいかなと思います。

○櫻井委員 評価に関する作業が法人の負担にならないようにという留意事項があって、これはすばらしいので維持しなければならないと思うのですが、評価をするにあたって大学の現地を確認なさることはあるのでしょうか。

○事務局（小澤企画担当係長） 法人に対するヒアリングの機会は、第2回評価委員会のために設けることとしており、大学に直接聞きたいことを聞ける場がございます。それとは別に、評価のために個別に時間を設けて現場に行く、というのは今まではなかったかと思います。

○細川委員長 大学担当者に具体的に聞きたいことがある場合には、意見交換のときに直接質問できるという手はずにはなっております。

○安酸委員 評価機構の評価って、けっこう時間をかけてやると思いますが、それとこの（評価委員会で行う）評価との弁別はどのようになっていますか。機構の評価を踏まえた上での評価、ということになりますか。

○事務局（小澤企画担当係長） 認証評価とは根拠となる法が違うもので、別のものとお考えいただければと思います。ただ、認証評価で評価されている点、されていない点というのは、今回評価をいただく際の参考になるかと考えております。

○細川委員長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○それでは、評価方法は原案のとおり行うということで、よろしくお願いいたします。

次は議題の（３）、役割分担について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小澤企画担当係長） 評価にあたっての役割分担についてご説明いたします。

まずは、資料７をご覧ください。

表の右側、担当委員の欄に委員の皆様の専門分野と項目数を考慮して、評価の役割分担について割り振りをさせていただきました。

Ⅰの教育に関する目標については、細川委員長、安酸委員、安井委員に、Ⅱの研究に関する目標については、安酸委員、安井委員、高崎委員にお願いしたいと考えております。Ⅲの地域貢献に関する目標については安酸委員、櫻井委員、細川委員長、Ⅳの大学運営に関する目標については５名の評価委員の皆様で分担いただいております。概ね皆様の担当項目数が１８から２０の間に収まるように割り振りさせていただいております。

次に資料８でございます。次の第２回評価委員会の際には、ご担当の項目の評価をする過程で出てきた疑問点等について大学へ質問する、ヒアリングの場を設けます。

ヒアリング項目の選定方法といたしまして、①2023 事業年度計画の重点取組項目、②前年度評価において、評価委員会が意見・指摘等を行った項目、③中間評価において、評価委員から意見・指摘があった項目、④数値目標（成果指標）に対し結果が著しく乖離している項目、⑤評価委員が聞き取りで確認を希望する項目という考え方をもとに、ヒアリング案を調整していきたいと考えております。

今後皆様からのご希望や全体のヒアリング項目数を踏まえまして、事務局で調整させていただきますと思います。

各委員の役割分担とヒアリングの説明につきましては、以上でございます。

○細川委員長 ただいまの、各委員の役割分担とヒアリング選定方針案について、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

資料７にありますように、基本的に１つの項目を２人で担当して評価を行いまして、不一致の場合は第２回評価委員会場で全員で検討するという進めまいります。

ヒアリング項目につきましては、委員の皆様からヒアリングの希望をいただきまして、それを整理して、当日、大学側から回答をいただくという形になります。

○安酸委員 資料７の役割分担について、名前が右側にある場合と左側にある場合とで違いはありますか。それぞれ主担当・副担当ということでしょうか。

○事務局（小澤企画担当係長） 主担当・副担当という分けはございません。

○細川委員長 担当間で意見が異なっていたとしても、どちらの意見を優先するというの

ではなくて、みんなで決めるということになります。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○細川委員長 それでは、本件は、原案のとおり進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議題の(4)番目、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(小澤企画担当係長) それでは、今後のスケジュールについてご説明します。

資料9をご覧ください。

まず、本日6月3日が第1回の委員会の開催です。このあと6月中旬～下旬に、法人から業務実績報告書(未定稿)の提出がありますので、事務局から委員の皆様に、質問票と一緒に、Eメールで送付させていただく形を想定しています。こちらは「未定稿」とありますが、内容は最終版とほぼ同様のものになる予定です。

その後、6月末に、法人から最終的な業務実績報告書の提出があります。基本的に内容が大きく変わることはないのですが、未定稿との変更点等があれば、皆様に改めて報告させていただきます。

ヒアリングを希望する項目及び内容については、7月上旬を目途に、質問票にまとめてご提出いただきまして、ヒアリング希望を承った上で、ヒアリング案を作成し、提示させていただきます。

また、委員の皆様におかれましては、法人から提出のあった業務実績報告書や資料をもとに行っていたいただいた評価結果の案を、7月中旬までに事務局宛にご提出いただきまして、事務局でとりまとめ、第2回会議の1週間ほど前を目途に、Eメールにて委員の皆様へ送付いたします。

第2回評価委員会は、7月25日(木)に桑園キャンパスにて開催する予定です。ここで、法人に対し業務実績にかかるヒアリングを行いまして、その結果も踏まえて評価結果の案を再度審議いただき、決定するというところでございます。

その後、決定した評価案を法人へ提示し、8月下旬まで法人から意見を受け付ける予定です。法人から、評価の根幹を覆すような異議の申し立てがあった場合など、会議の招集が必要となった場合は、審議の場として、9月上旬頃、第三回評価委員会を開催していただく場合がございます。

8月末までに確定した評価結果を、札幌市長、また議会に対し報告を行い、法人に評価結果通知として通知するという流れになります。

令和6年度の主なスケジュールは以上となります。スケジュールについての説明は、以上でございます。

○細川委員長 我々の仕事としては7月上旬のヒアリング事項の提出、7月中旬の評価結果案の提出、7月25日の本委員会に出席いただいて議論をするということでございます。

ただいま事務局から説明のありました、今後のスケジュールとヒアリング内容や評価書

の提出方法について、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○細川委員長 それでは、本件も、このとおり進めていきますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事は以上になりますが、委員の皆様から、全体を通してなにかご質問等ありましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○細川委員長 それでは、最後に、事務局から連絡事項があるようですので、お願いいたします。

○事務局(田村企画課長) ありがとうございます。繰り返しになり恐縮ですが、第2回会議につきましては、7月25日(木)の9:00~12:00の日程で行わせていただきます。詳細は後日ご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の会議録の確認や、ヒアリング希望、評価書の提出など、この間、メールでのやり取りさせていただきたいと思います。お手数をおかけし大変恐縮ですが、引き続きよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

3. 閉 会

○細川委員長 それでは、以上をもちまして、本日の評価委員会を終了いたします。ありがとうございました。

以 上